

令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領の制定について

3 農 産 第 8 9 1 号  
令 和 3 年 9 月 2 日  
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

この度、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業について、別紙のとおり実施要領を  
定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

# 令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領

## 第1 趣旨

令和3年4月以降に発生した低温及び降雹により、東北地方及び関東地方を中心とした各地域で果樹の花の枯死や果実の損傷被害等が発生しており、国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況が生じている。

我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、防霜設備及び防雹設備の導入を支援することで、今後発生するおそれがある低温及び降雹による被害を未然に防止する体制を早急に構築し、産地の体質強化を図ることとする。

このため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2のただし書に基づき、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業（以下「本事業」という。）を実施要綱第5の2（1）に定める「基金事業」として、実施するものとする。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業内容

本事業で支援する取組は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が本要領に定めるところにより実施する公募に応募した者の中から選定された者（以下「事業実施主体」という。）が令和3年4月以降に発生した低温及び降雹による甚大な被害を受けた地域において、防霜ファン、かん水施設、多目的防災網、その他防霜・防雹効果が明らかであると認める防霜設備や防雹設備を導入することで、今後発生するおそれがある低温及び降雹による被害を未然に防止する体制を早急に構築し、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るために行う取組とする。

### 2 事業実施主体

（1）事業の実施に必要な経費について、事業実施主体が支援対象者に対して助成を行うものとする。

（2）事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

（3）事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

（4）業務の内容については、第2の3に定める本事業の事業実施者（以下、「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに付帯する業務とする。

（5）必要な報告の聴取又は調査

事業実施主体は、（4）の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（6）事業の円滑な推進

事業実施主体は、（4）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

#### ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保す

るための事業実施者及び第2の3に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要となる取組

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

### 3 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

- (2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手續については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ 事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手續については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手續に準じるものとする。

- (3) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。

### 4 支援対象者

1に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産地協議会が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）において担い手と定められた者

- (2) 産地計画に参画している生産者（1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

- (3) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）

- (4) 事業実施主体が特に必要と認める者

## 5 採択要件

採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。
- (2) 産地協議会等により以下の要件が証明されていること
  - ア 防霜設備の導入に当たっては、産地協議会管内において、令和3年4月以降に凍霜害が発生しうる低温が発生したことについて公的データがあること
  - イ 防雹設備の導入に当たっては、都道府県法人若しくは3(1)のただし書きに定める団体（以下「都道府県法人等」という。）の管内における令和3年4月以降に降雹による被害報告等があること
- (3) 受益面積が1か所当たり地続きでおおむね10アール以上であること
- (4) 原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
- (5) 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

## 6 事業の対象期間等

- (1) 事業の対象期間は、令和3年度とする。
- (2) 事業の実施期間は、原則として9月2日から翌年3月31日までの単年度で完了するものとする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度以降に及ぶものについては、当該年度において事業の継続ができるものとする。
- (3) (2)のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、第3の2に定める事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の承認を行った年度の翌年度以降の年度に関しても、当該事業実施計画の承認に基づく事業を実施することができるものとする。
- (4) 事業実施主体は、令和3年4月以降に発生した低温及び降雹を対象として、業務方法書等に当該事業に係る取扱いを定めるものとし、また、当該事業における支援対象者が行う取組について、本要領施行日以前であっても発災日以降に実施した補助対象経費がある場合は助成対象とすることができるものとする。

## 7 留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

- (1) 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用  
事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の支援対象者に農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険・農業共済等への加入を義務づけるものとする。
- (2) 推進指導  
国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第3 事業実施手続

### 1 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとし、その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

### (1) 審査

事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省農産局（以下「農産局」という。）において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については別表1のとおりとし、応募者から提出された申請書類は審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、最もポイントの高い者を採択するものとする。

### (2) 審査結果の通知等

ア 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について審査終了後、適正な場合は速やかに承認の上、適正と認められた本事業の応募者（以下「助成金交付候補者」という。）及び実施要綱第3の2（7）に定める基金管理団体（以下「基金管理団体」という。）に対してその旨を通知し、基金管理団体に事業実施計画書の写しを送付するものとする。

イ 本事業は農産局長が、助成金交付候補者に選定された応募者に通知することにより、2の事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

## 2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、農産局長への提出又は1（2）による手続きにより、承認を受けるものとする。

(2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業内容の取組の新設又は廃止

ウ 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増

エ 事業費又は国庫補助金等の3割を超える減

オ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

## 3 果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画

(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画（以下「緊急支援事業実施計画」という。）を別記様式第2号及び別記様式第3号により都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 都道府県法人等は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。

(3) 緊急支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

## 4 補助率及び補助対象経費

第2の1に定める取組に係る補助率及び、補助対象経費は別表2のとおりとする。

なお、補助対象経費について、本事業の事業実施主体が、持続的生産強化対策事業

実施要綱（平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知）の第2に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

## 5 推進指導体制等

### (1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

### (2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

### (3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

## 第4 事業実施主体助成金の交付決定

### 1 事業実施主体助成金の交付申請

事業実施主体は、基金管理団体から交付される本事業に係る助成金（以下「事業実施主体助成金」という。）の交付を受けようとするときは、別記様式第4号により申請書を基金管理団体に提出するものとする。

また、事業実施主体助成金の変更交付申請を行う場合は、別記様式第5号により、変更申請書を基金管理団体に提出するものとする。

### 2 事業実施主体助成金の交付決定

基金管理団体は、1の申請書の提出があったときは、第3の2（1）により農産局長の承認を受けた事業実施計画に基づき、事業実施主体助成金の交付を決定し、事業実施主体に交付決定の通知を行うものとする。

この際、基金管理団体は、交付決定通知について、遅滞なく農産局長に写しを送付するものとする。

### 3 交付申請の取下げ

事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を基金管理団体に提出しなければならない。

## 第5 支援対象者助成金の交付

1 支援対象者助成金の交付を受けようとする支援対象者は、別記様式第6号又は別記様式第7号により都道府県法人等に対し助成金の交付を申請するものとする。

2 都道府県法人等は、支援対象者からの助成金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し助成金の交付を申請するものとする。

## 第6 実績報告及び助成金の請求

### 1 事業実績報告及び助成金の請求

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、第3の3(1)の緊急支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、助成金の請求額について、別記様式第8号により都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

## 2 事業実施主体事業実施報告

事業実施主体は、事業終了後3か月以内に、1の報告を取りまとめ、内容を審査した上、別記様式第9号による事業実施報告書を農産局長に提出するものとする。

この際、農産局長は、事業実施報告について、遅滞なく基金管理団体に通知するものとする。

## 3 事業実施主体助成金の請求

事業実施主体は、事業が完了した場合は、内容を審査した上、別記様式第10号及び別記様式第11号により事業実施主体助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

## 4 事業実施主体助成金の概算払請求

事業実施主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別記様式第12号により事業実施主体助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

# 第7 助成金の支払い

## 1 事業実施主体助成金の支払

基金管理団体は、事業実施主体から事業実施主体助成金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに事業実施主体に対して助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

## 2 支援対象者助成金の支払

事業実施主体は、第6の1(2)により申請された場合には、第2の2(3)の業務方法書に定めるところにより、助成金を交付するものとし、事業実施者は、第2の3(3)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して助成金を支払うものとする。

# 第8 助成金の返納

事業実施主体は、本事業に係る助成金の交付を受けた支援対象者等が、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知）、実施要綱及び本要領に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

# 第9 農業機械・施設等の管理運営に関する基準等

## 1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した農業機械・施設やほ場（以下「施設等」という。）について、法定耐用年数の満了時までには、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

## 2 指導監督

都道府県法人等は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

## 3 事業名等の表示

支援対象者は、事業により整備した施設等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

## 第10 その他

1 事業実施主体は、原則として、基金管理団体からの事業実施主体助成金の交付決定後に事業に着手するものとし、その申請は第4に定めるもののほか、基金管理団体が別に定める規程に従う。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、又は第3の1(2)イにより事業実施計画の承認を得たものとみなすことができ、かつ、事業実施主体助成金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は農産局長と調整の上、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 農産局長は、事業実施主体が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 支援対象者は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。

## 附則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。

## 別表 1 (審査基準)

- 本要領第3の1(1)の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
  - ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。</li> <li>・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。</li> <li>・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。</li> <li>・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。</li> </ul>	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。</li> <li>・予算計画は妥当なものになっているか。</li> <li>・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。</li> <li>・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。</li> </ul>	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。</li> <li>・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</li> <li>・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。</li> </ul>	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。</li> <li>・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</li> <li>・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。</li> </ul>	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
果実・果樹に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果実の生産に関する知見を有しているか。</li> <li>・果実の流通に関する知見を有しているか。</li> <li>・果実の加工に関する知見を有しているか。</li> <li>・果実の消費に関する知見を有しているか。</li> <li>・果樹に係る試験研究等の果樹農業に関する知見を有しているか。</li> </ul>	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募団体と都道府県法人等との協力体制が構築されている事業体系となっているか。</li> <li>・『果樹産地構造改革計画について』(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)や農協等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。</li> <li>・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。</li> </ul>	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

別表2（補助率及び助成対象経費）

費目	細目	内容	注意点	補助率	対応事業
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が消費税を含め50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>	定額	基金事業又は果樹経営支援等対策事業
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>		
事業費	設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な防霜設備、防雹設備の導入に必要な資材の購入及び施行に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に資するものに限る。</li> </ul>	2分の1以内	基金事業
	資材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資材の購入経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に資するものに限る。</li> </ul>		
	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>	定額	基金事業又は果樹経営支援等対策事業
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>		
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費</li> </ul>			
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</li> </ul>			
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>		
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な以下の経費</li> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>・ USBメモリ等の低廉な記録媒体</li> <li>・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等</li> <li>・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>		
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。</li> </ul>			
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本料は除く。</li> </ul>		
その他事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借料及び損料</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 器具機械等の修繕料</li> </ul>				
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うた</li> </ul>			

		めの旅費として、依頼した専門家に支払う経費		
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</li> <li>都道府県法人の職員旅費</li> </ul>		
謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> <li>事業実施主体及び都道府県法人の職員以外の専門家であり、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費（会議の出席、助成金の交付要件の確認、産地協議会に対する指導等に伴う者であり、会議録、日誌等によりその活動内容が証明できる者に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>事業実施主体、都道府県法人及び支援対象者の代表者並びに事業実施主体、都道府県法人及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>	
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品种の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等）他の者に委託するために必要な経費</li> <li>都道府県法人の行う事務の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>助成金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</li> <li>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>	
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>		
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料</li> </ul>		
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費</li> </ul>		

注1 助成対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては助成対象外とする。

- ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、助成対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告